



保険・年金

国民健康保険

国民健康保険は、市町村が運営する医療保険です。岡崎市に住民登録のあるかたで、職場の健康保険や共済組合保険に加入していないかたは、生活保護などの適用を受けていないかたは、岡崎市の国民健康保険に加入しなければなりません。



加入・脱退などの手続き、持ち物

問 国保年金課

☎ 0564-23-6167 ☎ 0564-27-1160

手続きは国保年金課(東庁舎1階)、各支所で。

いずれも、加入者と世帯主のマイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと届出者の本人確認できるものをご用意ください。

◆国保に加入するとき

- 市内に転入したとき
転出証明書
- 職場の健康保険を脱退したとき
脱退した日付の分かる書類
- 職場の健康保険の扶養家族から外れたとき
脱退した日付の分かる書類
- 子どもが生まれたとき

◆国保を脱退するとき

- 市外に転出したとき
資格確認書
- 職場の健康保険に加入したとき
国保の資格確認書と職場の健康保険に加入した日付がわかるもの
- 職場の健康保険の扶養家族になったとき
国保の資格確認書と職場の健康保険に加入した日付がわかるもの
- 死亡したとき
資格確認書・葬儀執行人名義の預金通帳・葬儀執行人を確認できる書類

◆その他

- 市内で住所が変わったとき
資格確認書
- 世帯主や氏名が変わったとき
資格確認書
- 世帯を分けたり一緒にしたとき
資格確認書
- 修学のため市外に転出するとき
資格確認書・学生証等
- 資格確認書・資格情報のお知らせをなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき
資格確認書

※マイナ保険証を利用されているかたは資格確認書の提示は不要です。なお、マイナ保険証を利用されているかたも手続きは必要です。

国民年金

国民年金は、国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべてのかた(厚生年金に加入している会社員や公務員、厚生年金加入者に扶養されている配偶者以外のかた)に加入義務のある公的年金制度です。



各種手続き、持ち物

問 国保年金課

☎ 0564-23-6171 ☎ 0564-27-1160

手続きは国保年金課(東庁舎1階)、各支所で。

いずれも被保険者のマイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと届出者の本人確認できるものをご用意ください。

- 会社をやめたとき
年金手帳または基礎年金番号通知書・退職日の分かる書類

- 海外在住中に任意で加入していたかたが転入したとき

年金手帳または基礎年金番号通知書

- 年金制度に加入していなかったかたが市外から転入したとき

◆厚生年金保険や共済組合加入者の扶養から外れたとき

- 配偶者が退職したとき

年金手帳または基礎年金番号通知書・退職日の分かる書類

- 離婚・所得制限により配偶者の扶養から外れたとき

年金手帳または基礎年金番号通知書・扶養から外れた日付の分かる書類

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかたや65歳以上で一定の障がいのあるかたが加入する医療保険制度です。国民健康保険など、別の医療保険の加入者でも75歳になった場合は誕生日から後期高齢者医療制度へ移行します。愛知県後期高齢者医療広域連合と岡崎市が協力して運営しています。



資格確認書等

問 医療助成室

☎ 0564-23-6841 ☎ 0564-27-1160

資格確認書等(資格確認書または資格情報のお知らせ)は加入者1人につき1枚交付します。

各種手続き、持ち物

問 医療助成室

☎ 0564-23-6841 ☎ 0564-27-1160

手続きは医療助成室(東庁舎1階)、各支所で。

いずれも、加入者のマイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと届出者の本人確認できるものをご用意ください。

- 県外から転入したとき

負担区分等証明書

- 県内で住所が変わったとき

資格確認書

- 県外へ転出したとき

資格確認書

- 氏名が変わったとき

資格確認書

- 資格確認書・資格情報のお知らせをなくしたとき

写真付きの本人確認書類(運転免許証など)

- 資格確認書・資格情報のお知らせが汚れて使えなくなったとき

写真付きの本人確認書類(運転免許証など)・使えなくなった資格確認書

- 死亡したとき

資格確認書・葬儀執行者名義の預金通帳・葬儀執行者を確認できる書類(会葬礼状または葬儀の領収書など)

※マイナ保険証を利用されているかたは資格確認書の提示は不要です。なお、マイナ保険証を利用されているかたも手続きは必要です。